

「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金交付要綱

制定 令和2年4月24日付第202000026537号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県民が県内の直売所等から県外の親族や友人等にふるさと産品を購入、配送することを支援し、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛に伴う巣ごもり需要に対応するとともに、「食のみやこ鳥取県」の魅力発信につなげることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 巣ごもり

巣ごもりとは、感染拡大防止策の一つとして不要不急の外出の自粛を求められていることから、買い物の回数の減少、外食から中食及び内食への移行等、自宅で過ごす時間が多くなっている状態をいう。

(2) ふるさと産品

ふるさと産品とは、県内で生産された農林水産物及びその加工品の詰め合わせ等をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として令和3年1月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以

下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止。

(2) 本補助金の増額を伴う変更。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(事業終了後の検査)

第9条 知事は、実績報告のあった交付事業者に職員を派遣し、対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を検査させることができる。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業</p>	<p>県内に主たる事業所を有する事業者、県内農業協同組合等及びその配下団体、鳥取県生活協同組合、その他市場開拓局長が認める者で以下の条件をすべて実施する者</p> <p>1. 補助対象商品にはふるさと産品「ほっ鳥便」の名称を付して販売すること。</p> <p>2. 県が提供する広報等の資料をふるさと産品に同包すること。</p> <p>3. ふるさと産品は県が推奨する商品でないことを承諾し、万が一補助対象商品に事故が生じた場合、責任は自ら負うこと。</p>	<p>新型コロナウイルスによる外出自粛による巣ごもり需要に対応するため、県産農林水産物等を県民が県外の親族や友人等に購入・配送することに必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと産品を直売所等で購入・配送に必要な送料 ・配送に必要な資材 ・ふるさと産品に係る PR 資材の作成 等 <p>(令和2年4月1日以降に支払った経費を対象とする。)</p>	<p>1/2</p>	<p>1,000千円</p>

*補助対象経費のうち委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第5条・第8条関係）

年度「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業計画書（実績報告書）

1 事業目的

2 事業実施主体

住 所	〒		
団体名		代表者名	
連絡先・ 担当者名	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		
	担当者名：		

3 事業の内容及び経費区分

項目	内容	実施時期	補助対象 経費	内 訳	
				県 費	その他
(1) ふるさと産品 (品目等)					
(2) 資材費			円	円	円
(3) 送料			円	円	円
(4) 広告費			円	円	円
(5) その他			円	円	円
合 計			円	円	円

注1 補助対象経費については、ふるさと産品の取組に該当するものを記入すること。

注2 消費税の課税団体にあつては、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。ただし、交付申請に当たり補助事業に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、仕入控除税額を含む経費で交付申請をすることができる。

4 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 資材費	円	円	円	円	
(2) 送料	円	円	円	円	
(3) 広告費	円	円	円	円	
(4) その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

6 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

*活用が有る場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

*消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

8 添付資料（実績報告時）

- （1）補助対象経費について、経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法等を記載した一覧表及び証ひょう書類の写し
- （2）ふるさと産品のカタログ等、成果品の分かる資料
- （3）配送先一覧表及び送料明細表

様

職 氏 名 印

年度「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金交付要綱（令和2年 月 日付第 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

所 在 地
名 称
代表者名 (印)

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった、「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金について、「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品巣ごもり応援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 金 円

- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

- 5 添付資料
 - (1) 当該補助金にかかる消費税仕入控除税額の精算の内訳
 - (2) その他、参考となる資料